

廃棄物処理施設整備計画 を閣議決定

環境省は、廃棄物処理法に基づき平成 15 年度から 19 年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を策定し、10 月 10 日閣議決定された。廃棄物処理計画は、昭和 38 年度から 8 次にわたり策定されてきたが、政府による社会資本整備の在り方の見直しの論議を踏まえ、計画の内容を「事業の量」（事業量）から「達成される成果」（アウトカム目標）に変更するなどの見直しが行われて策定されたものである。

この全文は、環境省ホームページに掲載されており、その解説は環境産業新聞社発行「都市と廃

棄物」2003年11月号及び12月号に詳しく掲載されている。

JEFMA NEWS NO15 で既報であるが、当工業会では、先に環境省が行った廃棄物処理施設整備計画（素案）に対するパブリックコメントの募集に、会員からの意見を募り、9月5日環境省廃・リ部企画課に提出した。

パブリックコメントの結果については、同じく環境省のホームページに掲載されており、意見提出件数合計23件で、内訳は個人14名、企業・民間団体関係者8名、地方公共団体関係者1名と報告されており、当工業会から提出した8項目の意見に対して環境省の考え方が回答された項目は以下の通りである。

	整備計画（素案）の内容に対する意見	提出された意見に対する環境省の考え方
全体	○本整備計画は、事業量及び事業費が示されておらず、企業として人員配置等の経営計画を立てる上での根拠がなくなり、戸惑いを感じている。	社会資本整備に関する計画の在り方について、政府で検討した結果、計画の重点を、「事業量」から、事業の実施により得られる「成果」にするとしたものであり、その旨ご理解をいただきたいと思えます。
第1章(2) コスト縮減	○コスト削減を進める上でののおのの優先順位、具体的手順、評価方法等を示すべき。	コスト縮減を進めるための具体的な方法については、平成12年9月に定められた公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針に示された考え方等を踏まえることとしています。
第2章 ごみ処理関係	○溶融スラグの有効利用を、他省庁との連携により一層推進することを計画に取り入れるべき。	ご指摘のリサイクル等の内容に関する施設の整備も含め、整備計画では「地域の特性を活かして適切な整備を推進する。」としているものです。
	○ごみのメタン発酵によるガス発電（バイオマス）の促進を計画に取り入れるべき。	
	○ガス化改質も含めたケミカルリサイクルも本計画にいれるべき。	